

公益社団法人神奈川県理学療法士会

講師謝金等支払規程

1. 目的

この規定は、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下「本会」という）が主催する研修会・講習会等において、講演、講義等を行う講師に対する講師料、その他の謝金、謝礼及びアルバイト賃金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

2. 講師の分類定義

この規定において、「講師」を次のとおり分類定義する。

(1) 内部講師

本会会員の講師

(2) 外部講師

前項以外の講師

3. 謝金及び謝礼の種類

謝金の種類は、①講師謝金、講習会アシスタント謝金、②会報原稿料、会報表紙採用料とする。

謝礼の種類は、見学会会場使用料、座長謝礼、ニュース巻頭言原稿謝礼とする。

4. 講師謝金、講習会アシスタント謝金

講師謝金、講習会アシスタント謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演、講義、実習又は実技指導に対して支払う。

5. 会報原稿料、会報表紙採用料

原稿料、会報表紙採用料は、本会が発行する学術誌の原稿、表紙の写真掲載に対して支払う。

6. 謝金の額

謝金の基準額は、次項の表に掲げる。但し、特段の配慮を要する外部講師及び学会における特別講演など表に掲げる基準により難しい場合は、その都度担当理事と相談し決定するものとする。

オンデマンド配信（見逃し配信を除く）の際は、新たに講師謝金の70%分とする。

なお、専門・認定理学療法取得者は、教授クラスとする。

シンポジウムについては「規定金額×時間／シンポジスト人数」にて算出

講師謝金金額は1時間当たりの金額とする。

講師の分類 () 内職種分類	教授クラス (医師・歯科医師)	准教授・講師ク ラス	助教クラス (医師・歯科医師以 外)
会員外	40,000 円 (税込)	30,000 円 (税込)	20,000 円 (税込)
会員	20,000 円 (税込)	15,000 円 (税込)	10,000 円 (税込)

7. 講習会アシスタント謝金

講習会等のアシスタント謝金は、下記の表に掲げる。

①実技講習会	1～3 名	4 名以上
3 時間以内	10,000 円/人 (税込)	8,000 円/人 (税込)
3 時間を超える	15,000 円/人 (税込)	10,000 円/人 (税込)
②ファシリテーター	研修会毎 5000 円/人 (税込)	

8. 会報原稿料、会報表紙採用料

原稿料については、400 字につき 1,000 円 (税込) を基準とする。400 字未満は、400 字に切り上げて処理するものとする。

会報表紙採用料は、1,000 円 (税込) とする。

9. 謝礼

(1) 見学会会場使用料

1回2時間の見学会開催施設に対し謝礼として10,000円を支払う。

(2) 座長謝礼

座長謝礼として記念品を贈呈する。記念品の金額は、10分800円を基準とし、その都度担当理事と相談し決定するものとする。

(3) ニュース巻頭言原稿謝礼

ニュース巻頭言原稿謝礼として記念品を贈呈する。巻頭言原稿の字数は約1,600字とし、記念品の金額は、1,000円とする。

10. 支払方法

- (1) 謝金等は、原則として、銀行振込により支払うものとする。
- (2) 謝金等は、所定の税率により源泉徴収する。但し法人に支払う場合は、源泉徴収をしないことができる。

1 1. アルバイト賃金

業務が重なり事務職員では対応できない時にアルバイトを雇うことができる。アルバイトの賃金は神奈川県最低賃金に準じ、源泉所得税を引いた金額を支払うこととする。別途交通費は実費を支給する。

1 2. 規定の改廃

この規定を変更する時は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成 26 年 3 月 25 日より施行する

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より、一部改訂のうえ施行する

この規定は、令和 5 年 9 月 7 日より、一部改定のうえ施行する

この規定は、令和 5 年 9 月 5 日より、一部改訂のうえ施行する